

平成二十二年二月三日

青森県教育委員会第七百三十三回定例会

期日 平成二十二年二月三日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 議案

議案第一号 学校職員の人事について

議案第二号 学校職員の人事について

議案第三号 公立幼稚園の廃止の認可について

議案第四号 青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に

関する条例施行規則の一部を改正する規則案

三 その他

（仮称）青森県立特別支援学校教育推進プラン（案）について

職員の懲戒処分の状況について

四 閉会

6

4

2

1

（非公開の会議）

（非公開の会議）

議案第三号

公立幼稚園の廃止の認可について

十和田市教育委員会より認可の申請のあった公立幼稚園の廃止については、次のとおり認可する。

名 称	位 置	廃止の時期
十和田市立沢田幼稚園	十和田市大字沢田字田屋二九	平成二十三年三月三十一日

議案第四号

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十八年三月青森県教委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の（その一）の〔注意事項〕の4中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第三号様式の（その二）の〔注意事項〕の4中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改め、同5中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第三号様式の（その四）の〔注意事項〕の4中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第三号様式の（その五）の〔注意事項〕の2中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改め、同6中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第三号様式（その六）の「注意事項」の6、同様式（その七）の「注意事項」の2、同様式（その八）の「注意事項」の2及び第五号様式の「注意事項」の5中「ひび、豊田県を管轄する場合には、その町を町に改むる。」を削る。

第十号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十四号様式、第十五号様式及び第十六号様式中「~~平瀬町~~ ~~平瀬町~~ ~~平瀬町~~」を「~~平瀬町~~ ~~平瀬町~~ ~~平瀬町~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 提案理由

日本年金機構設立に伴う社会保険庁の廃止により社会保険事務所の名称を改めることとし、その他所要の整理を行うため提案するものである。

〔その他〕

## （仮称）青森県立特別支援学校教育推進プラン（案）について

青森県教育委員会

### 1 教育推進プラン（案）の概要

#### (1) 経緯

近年、幼児児童生徒の障害が重度・重複化、多様化の傾向

学校教育法の一部改正により、盲・聾・養護学校が障害種別を超えた対応が可

青森県特別支援学校在り方検討会議を設置し、今後の在り方について諮問

在り方検討会議の答申を受け、具体的な実施計画を検討

#### (2) 基本方針

複数の障害種別に対応した教育の充実

学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実

高等部教育の充実

地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

#### (3) 実施計画 [ 前期（平成 23 年度～25 年度） 後期（平成 26 年度～28 年度） ]

前期実施計画【平成 23 年度～25 年度】

[ 表 1 ] 取組内容

| 区分 | 基本方針 | 実施計画                                 | 対象学校等            | 実施内容       |
|----|------|--------------------------------------|------------------|------------|
| 1  |      | 知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実         | 七戸養護学校<br>むつ養護学校 | 肢体不自由部門の整備 |
| 2  |      | 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校の高等部教育の充実         | 青森若葉養護学校         | 高等部の設置     |
| 3  |      | 聴覚障害を対象とする特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能の充実 | 弘前聾学校            | 支援拠点として拡充  |

[表2] 検討内容

| 区分 | 基本方針 | 実施計画                                     | 対象学校等          | 実施内容       |
|----|------|------------------------------------------|----------------|------------|
| 1  |      | 知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実             | 森田養護学校         | 後期実施に向けた検討 |
| 2  |      | 聴覚障害を対象とする特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能の充実     | 青森聾学校<br>八戸聾学校 | 後期実施に向けた検討 |
| 3  |      | 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実に向けた検討             | 八戸第二養護学校       | 後期実施に向けた検討 |
| 4  |      | 知的障害を対象とする特別支援学校高等部の職業教育の充実に向けた検討        | 三八地区<br>中南地区   | 後期実施に向けた検討 |
| 5  |      | 視覚障害を対象とする特別支援学校の特別支援教育のセンター的機能の充実に向けた検討 | 県立盲学校<br>八戸盲学校 | 後期実施に向けた検討 |

後期実施計画【平成26年度～28年度】

前期実施計画の実施状況を踏まえ、平成25年度に後期実施計画を策定する。

2 今後のスケジュール

実施計画（案）公表 2月12日（金）

パブリックコメント実施  
（地区説明会の実施） 2月15日（月）  
 [約40日]

3月26日（金）

実施計画（成案）公表 7月上旬予定

〔その他〕

## 職員の懲戒処分の状況

平成22年2月（1月1日～1月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1
- |        |                                                                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被処分者   | 三八地域八戸市の中学校 教諭（34歳 男性）                                                                                                                              |
| 事件の概要等 | 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）<br>・平成20年3月17日（月）午後4時45分頃<br>・八戸市内の国道<br>・自動車で行中、前方不注意により自動車に衝突し、<br>自動車7台が絡む多重衝突事故を起こしたものの。<br>・事故の相手方（男性3名、女性1名 約1週間～1ヶ月の加療） |
| 処分内容   | 戒告                                                                                                                                                  |
| 処分年月日  | 平成22年1月15日                                                                                                                                          |
- 事案2
- |        |                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被処分者   | 西北地域の高等学校 技能職員（40歳 男性）                                                                        |
| 事件の概要等 | 速度超過（30km/h以上50km/h未満）<br>・平成21年9月28日（月）午前11時8分頃<br>・南津軽郡田舎館村内の県道<br>・最高速度40km/hのところ、70km/hで行 |
| 処分内容   | 戒告                                                                                            |
| 処分年月日  | 平成22年1月8日                                                                                     |